

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

福祉・介護職員の処遇改善につきましては「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）閣議決定」において、「介護人材 障害福祉人材確保の確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員、福祉・介護職員のさらなる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外処遇改善の取組の見える化を行っていること

### 見える化要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に掲示いたします。

職場環境要件項目について

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li> <li>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資格取得支援制度 スクリーング・実習・実務者研修の受講日における就業免除</li> <li>自己啓発支援 研修参加費の補助</li> <li>キャリアパス対応 研修の実施</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入</li> <li>雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険労務士による職員対象の相談窓口を設置</li> <li>管理者対象の労務管理研修を実施</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>非正規職員から正規職員への転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正規転換制度の実施</li> </ul> <p>契約職員から正規職員への登用試験を年2回実施</p>

福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定状況について

事業所名	算定加算	
障害者支援施設 しずたに	特定加算	I
閑谷福祉会 地域ホーム	特定加算	I
グループホーム もみじの里	特定加算	I 特定加算 II
ホームヘルプサービス もみじの里	特定加算	I
閑谷ワークセンター せと	特定加算	I
閑谷ワークセンター わけ	特定加算	I
閑谷ワークセンター あかいわ	特定加算	I
デイサポート わけ	特定加算	I 特定加算 II
にじいろスクエア・せとうち	特定加算	I
桜が丘東グループホーム	特定加算	I
閑谷ライフステージ せと	特定加算	I